

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和5年12月15日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
6番	甲斐	徳之助
7番	塚原	正彦
8番	柳井	哲也
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
12番	出澤	大
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	水梨	伸晃
16番	伊藤	裕一
17番	杉森	弘之
18番	須藤	京子
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齡福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁
庶務議事課長	飯田	晴男
庶務議事課長補佐	宮田	修
庶務議事課主査	椎名	紗央里

令和5年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和5年12月15日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第67号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第69号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第70号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第71号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6. 議案第72号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7. 議案第73号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8. 議案第74号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第75号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10. 議案第76号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11. 議員提出議案第7号 牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について
- 日程第12. 意見書案第6号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について
- 日程第13. 意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について
- 日程第14. 意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について
- 日程第15. 意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について
- 日程第16. 請願第 5号 エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願
- 日程第17. 請願第 6号 下水道料金の値上げ中止を求める請願書
- 日程第18. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19. 教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20. 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について
- 追加日程第2. 意見書案第10号 オブエザ・エリザベス・アルオリウォさんに在留特別許可を求める意見書の提出について

午前10時02分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第67号ないし日程第10、議案第76号の10件、日程第11、議員提出議案第7号の1件、日程第12、意見書案第6号ないし日程第15、意見書案第9号の4件、日程第16、請願第5号及び日程第17、請願第6号の2件を一括議題といたします。

○

議案第67号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第70号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第71号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

議案第72号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第76号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

議員提出議案第7号 牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

意見書案第6号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について

意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について

請願第5号 エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願

請願第6号 下水道料金の値上げ中止を求める請願書

○諸橋太一郎 議長 本件に関しましては、各常任委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務企画常任委員長。

令和5年12月15日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第67号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第68号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第8号	イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について	否決
意見書案第9号	運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について	原案可決
請願第5号	エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願	採択

〔総務企画常任委員長杉森弘之議員登壇〕

○杉森弘之 総務企画常任委員長 令和5年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月5日及び8日に委員会を開催し、12月5日には請願第5号の審査のために参考人を呼ぶことについて協議を行い、12月8日には市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第67号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について令和5年度からの支給月数を年0.1月引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、特別職における人事院勧告への対応について質疑がなされ、市執行部からは、人事院勧告を受けて、国家公務員においても給与等の改定が行われるが、それに伴い内閣総理大臣等の手当等を改めることから、市においては、特別職についても人事院勧告に基づき改定を行うという考えであるとの答弁がありました。

議案第68号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、令和5年4月に遡って、給料月額を平均1.1パーセント引き上げるとともに、期末勤勉手当について、令和5年度からの支給月数を年0.1月引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、人事院勧告では初任給をはじめとした若年層に重点を置いた給与引

上げに言及されていることから、今回の給与改定でどのように配慮されているかについて質疑がなされ、市執行部からは、全体では平均1級が5.2パーセント、2級が2.8パーセントなど、若年層の多い級で上げの割合が大きくなっている。また、初任給は、高校卒業で1万2,000円、大学卒業程度で1万1,000円の上げとなる予定であるとの答弁がありました。

意見書案第8号は、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書についてであります。

本件は、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への大規模攻撃を受けて、イスラエルに対して民間人を犠牲にする軍事行動の即時停止、安保理決議の順守、イスラエル及びパレスチナの双方に停戦の交渉に応じるよう、日本政府に外交努力を尽くすよう強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、意見書の提出について定めた地方自治法第99条では、地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されており、このような外交問題は、当市の公益に関する事件とは言い難く、意見書を提出することはふさわしくないとの意見がありました。また委員からは、この外交問題については、日々報道等に接していることから、私たちの生活に密接なものであると捉えられるものであり、地方議会として市民の考えを届ける必要があるという意見がありました。

意見書案第9号は、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出についてであります。

本件は、バスの運転士不足が広がっており、民間バス会社の努力で改善されるような問題ではなく、国としての支援が求められることから、政府において、早急に運転士の待遇改善も含めバス会社と自治体への財政支援を強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、現在の運転士不足によりバスの減便だけでなく、コミュニティバスへの影響も考えられることから、企業としての問題だけでなく、運転手の働き方改革の流れも踏まえて、自治体及びバス会社への財政支援は非常に重要であると考え、意見書の提出が必要であるとの意見がありました。

請願第5号は、エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願についてであります。

本件は、牛久市在住の難民申請中の仮放免者であるオブエザ・エリザベス・アルオリウォさんが、在留許可を得られず不自由かつ不安定な身分でありながら入管に収容されている外国人や仮放免者を力づけるために日々活動していることから、牛久市議会に対して、法務省等にエリザベスさんに人道配慮による在留特別許可を求める意見書を提出するよう求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査いたしました。

審査に当たり委員からは、エリザベスさんの現在の生活の状況について質疑がなされ、参考人からは、入管に収容されている人と面会をし、必要なものや困ったことを聞き、一緒に考え、行動していることを日々の暮らしの中で行っているとの説明がありました。また、委員からは在留特別許可と難民申請の違いについて質疑がなされ、参考人からは本人が申請し、法務大臣から認可を受けるシステムであるのが難民申請であるのに対し、在留特別許可は、いわば法務大臣の温

情によって与えられるものであるとの説明がありました。さらに委員からは、在留特別許可が出た場合に、生活がどのように変わるのかについて質疑がなされ、参考人からは働くことが可能となり、健康保険への加入も可能となる。またその滞在許可は通常1年であることが多いが、延長もほとんどの場合可能となっているとの説明がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第67号は賛成多数により、議案第68号は全会一致により、さらに意見書案第9号は、可否同数により委員長裁決の結果、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第8号は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

さらに、請願第5号は全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

なお、公共交通について、及び迷惑防止条例についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、伊藤教育文化常任委員長。

令和5年12月15日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 伊藤 裕 一

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第69号	牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔教育文化常任委員長伊藤裕一議員登壇〕

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和5年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月8日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第69号は、牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、公立幼稚園再編計画に基づき、令和6年4月1日に第二幼稚園を閉園し、第一幼稚園と統合することに伴い、条例の改正をするものです。内容は、牛久私立幼稚園設置条例の別表から第二幼稚園を削除するもので、施行日は令和6年4月1日です。

審査に当たり委員からは、公立幼稚園の今後の方向性について質疑がなされ、市執行部からは、公立幼稚園には幼児教育センター園として、牛久市の幼児教育の質の向上や子育ての不安解消のための機関としての役割や、民間の幼稚園等では受入れが難しく、支援を要する子供たちのセーフティネット的な機関としての役割がある。今後も、市内各園の保育者の相談窓口となったり、定期的に保育を公開したりすることで、幼保小の連携の拠点として、幼児教育から小学校教育の円滑な接続を目指しているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第69号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、公共施設についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 伊藤教育文化常任委員長。

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 タブレットにて配付させていただきました、教育文化常任委員会委員長審査報告の中で、内容は牛久私立幼稚園設置条例とあるところにつきまして、市立の字が私立となっておりますが、市立という字の誤りでございましたので訂正をさせていただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 以上で教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、遠藤保健福祉常任委員長。

令和5年12月15日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 遠藤 憲子

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第70号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第6号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について	原案可決

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和5年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月11日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第70号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、さらなる子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等を図るため、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合若しくは出産した場合に、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、国民健康保険税の負担軽減対象者と軽減期間、及び負担軽減を受けるための手続等について質疑がなされ、市執行部からは、出産被保険者が属する世帯の国民健康保険税の納税義務者が負担軽減の対象者であり、出産の予定日または出産の日の属する月の前月分から出産月の翌々月分までの4か月分が産出被保険者の国民健康保険税が免除となります。しかし、当該制度は令和6年1月1日以降の国民健康保険税から適用となるため、11月に出産した場合は、制度開始初年度となる今年度は令和6年1月の1か月分のみが免除となります。なお、多胎妊娠（双子以上）の場合は、出産月の3か月前から出産月の翌々月分までの6か月分が免除となります。妊娠85日以上の出産の場合は、死産、流産、早産、人工中絶の場合であっても対象となります。また、出産の事実は把握できるため本人からの申請がなくても漏れることはないとの答弁がありました。

意見書案第6号は、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出についてであります。

本件は、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取組を迅速に推進することを政府に対して強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、福祉分野の深刻な人手不足を解消するためには処遇改善しかないと考えている。このような趣旨の意見書を地方議会から提出することは大切なことであるとの意見がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、閉会中の継続調査については、牛久市の介護保険事業、及びケアラー・ヤングケアラーの支援についてを引き続き調査事項とするとともに、児童発達支援センターについてを新たに本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

令和5年12月15日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議員提出議案第7号	牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	原案可決
意見書案第7号	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について	原案可決
請願第6号	下水道料金の値上げ中止を求める請願書	不採択

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和5年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月11日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議員提出議案第7号は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例であります。

本件は、市内における太陽光発電設備の設置、管理及び撤去に関し必要な事項を定め、その適正な実施のための助言、指導等を行うことにより、事業区域及びその周辺地域における災害発生の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全並びに地域住民等の生活との調和を図り、市民の安全と安心の確保を目的とするものであります。

意見書案第7号は、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出についてであります。

本件は、政府に対して食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、特段の取組を求めるものであります。

請願第6号は、下水道料金の値上げ中止を求める請願書であります。

本件は、2024年4月からの下水道使用料金の値上げ中止を求めるものであります。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議員提出議案第7号及び意見書案第7号は、全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第6号は、賛成者なしにより、不採択と決定いたしました。

また、牛久市の太陽光発電についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、黒木予算常任委員長。

令和5年12月15日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第71号	令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第72号	令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第73号	令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第74号	令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第75号	令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第76号	令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）	原案可決

〔予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇〕

○黒木のぶ子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和5年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第71号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、議案第72号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第74号、令和5年

度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第76号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、以上、6件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月12日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管のうち議案第71号について委員からは、ITコーディネータによるコンサルティング業務の内容について質疑がなされ、市執行部からは、IT関連業務を執行する際及び予算計上をする際に、徴取した見積書に含まれる技術者の人件費等の単価が適正かどうか、また、導入しようとする機器の性能が適正であるかについて判断し、その結果を執行する際の参考にするものであるとの答弁がありました。

また議案第76号について委員からは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する事業の考え方について質疑がなされ、市執行部からは、この交付金の充当事業については、本年度の予算で既に実施している事業も交付金の対象となる性質のものであることから、実施計画を整理していくこととしているが、交付金の限度額ありきで事業を組み立てるのではなく、各事業の目的を踏まえて、交付金限度額を超えた場合には市の単独費を充てることも想定し、物価高騰に対応できるよう検討しているとの答弁がありました。さらに委員からは当該交付金の次年度への繰越しの可否について質疑がなされ、市執行部からは繰越し等のルールについては今後通知がなされるものであると認識しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、下根中学校の法面復旧工事について、崩壊原因や工事の内容や工事中の対応などの質疑がなされ、市執行部からは、崩壊の原因は、盛土に流入した浸透水が増加し飽和領域が拡大したこと、また豪雨により表流水がのり面の表面を侵食したことで不安定化し、雨による重量増加で崩壊に至った。工事の内容は、のり先部分の保護、盛土内に砂利等を使用した排水層の設置、のり面の表面は草本類等の繁茂により雨水対策を行う。標準工期は3か月を見込んでおり、工事の方法によっては道路の通行止めも出てくるが、当該道路以外の下根中学校の北側から保育園に続く道路について、車での通行が可能になるように補修することも法面復旧工事に含んでいる。通行止めになる際には、事前の案内及び現場に迂回路の看板を掲示するなど、安全対策に万全を期すとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管のうち議案第71号について委員からは、令和4年度事業確定に伴う国庫返還金が高額となった理由について質疑がなされ、市執行部からは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業については、令和4年度の基準日において家計が急変して非課税相当になった等により見込みが立たない世帯もあることから、実績との乖離が生じており、独り親世帯分とその他の世帯分を合わせた返還金であるため、特に高額となっている。生活扶助費を支給する事業については、令和4年度は3年度に比べて入院者数が約100名減少したことに伴い医療扶助費が減少したことと、令和2年度からのコロナ禍により当初の見込みに対して生活保護世帯数が伸びなかったことが大きな要因と考えられる。民間幼稚園の運営を支援する事業については、補助金を過小申請した場合には、市が国庫負担金を一時立て替えることにより市の

歳計現金にも影響が出るため、過小申請になることがないように補助金の申請を行っているが、運営費の算出の基礎となる公定価格の単価が年度末に決定され、当該年度の4月1日に遡及して適用されるため、年度内において減額するなど金額を修正することが難しいことなどの理由により、高額な国庫返還金が生じているとの答弁がありました。

さらに議案第76号について委員からは、コールセンター設置に伴う人材派遣委託の内容と、家計急変世帯等の給付対象世帯数の積算根拠について質疑がなされ、市執行部からは、委託の内容としては、書類の受付、発送窓口の対応等であり、派遣期間は1月9日から3月31日までの91日間で延べ316人となっている。給付対象世帯数の積算根拠については、これまでの3万円の給付において牛久市では家計急変の世帯を対象としていなかったが、令和5年度の住民税非課税世帯であることや、12月1日時点における住民登録がある市町村が支給すること以外には国から示されておらず、今回は家計急変世帯も含まれる可能性もあることから前回の3万円給付の実績である約5,700世帯を踏まえ、現時点では7,000世帯を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部所管について委員からは、うしくグリーンファーム株式会社への経営安定化補助金について、現在同社において収益を上げられず、経営が安定していない中で、経営安定の目的に特化した特産品を作ることや、県の特産品であるメロンを使つてのワイン製造等の牛久シャトー株式会社との共同開発、さらに農協との連携について質疑がなされ、市執行部からは、経営安定の目的に特化した特産品については、現在取り組んでいる作物について安定した作付等ができるようになることを前提とした今後の検討課題と考えている。牛久シャトー株式会社との共同開発についても、まずは足元をしっかりと固めた上で、今後の検討課題と考えている。農協との連携については、うしく河童大根を作付しており、うしく河童大根生産部会の一員として農協とも連携しており、地域貢献もできるような形で進めているとの答弁がありました。

また下水道事業会計について委員からは、人件費の補正について質疑がなされ、市執行部からは、各事業費の人件費の割り振り人数は、収益的収入及び支出の総係費において6名分、資本的支出の污水管渠費に2名分、雨水管渠費分として2名分、合計で職員10名分であるとの答弁がありました。

討論において、議案第71号に対しては、うしくグリーンファーム株式会社に対する経営安定化補助金の予算計上に関連して、同社の農業部門の事業の方向性を示すとともに、市民に対して必要な説明をすること、及び株主としてこれまで以上の指導・助言を行い、早期の経営健全化を目指すこと等を求める趣旨の附帯決議案が委員より提出されました。

付託されました案件につきまして審査の結果、いずれの議案も全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第71号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で予算常任委員長の報告は終わりました。

これにて、各委員長の審査の経過並び結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時43分休憩

午前10時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。22番石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 意見書案第8号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書に対する反対討論。

以下の3つの理由により、本意見書の提出には反対であります。

第1の理由は、本意見書は意見書提出の根拠とされる、地方自治法第99条の趣旨を履き違えていることであります。すなわち、地方自治法第99条には、「地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されておりますが、この規定の趣旨を素直に読み取れば、意見書の対象は本市に利害関係のある事件とすべきであり、本市の公益にあまり関係のない事件を対象とすべきではないと思われるからであります。

第2の理由は、外交問題は原則として国会で議論すべき問題であり、日米安保条約に基づく米軍基地等の存在する地方自治体からの意見書であればともかくとしても、外交問題に関わる地方議会からの意見書については、国の外交に与える影響を考慮し、慎重な態度を取ることが望ましいとの通達が国の担当省庁から、これまでに2度にわたって出されていることであります。

第3の理由は、ロシアとウクライナとの戦争に関わる同様の意見書は提出されたことがなかったにもかかわらず、今回あえてこのような意見書を提出することは、来年にも予想される解散総選挙を意識した一部の政党の政治的なパフォーマンスであると考えられることであります。

以上の理由から、本市の公益にあまり関係性のない外交問題に関わる本意見書の提出には反対であります。

議員各位の良識に期待し、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 私は、意見書案第8号に対して賛成討論を行います。

ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍の戦闘が始まり2か月以上が経過しました。戦闘は激化の一途をたどり、多くの無辜の市民が犠牲となっています。その70%以上が女性であり、5,000人以上の子供も含まれています。この一般市民への非人道的な行為を、

日本から遠く離れた中東で起きている人ごとだと思っていないでしょうか。犠牲となっているのは多くの一般の市民であり、これはもはや戦争ではありません。非戦闘員の一方的なジェノサイドです。

牛久市は、平和都市宣言の意義や戦争の悲惨さを理解し、平和と命の尊さについて考えを深めるとともに、広く市民へ平和を呼びかけ後世に伝えることを目的として、中学生平和使節団を派遣しています。このような一般市民の行動にのっとり、我々牛久市議会としても日本政府に対して、このガザでのこの凄惨な状況を見過ごすことなく、即時停戦の声を上げるよう求めると申し上げ、賛成討論とします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。。10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 反対討論を行います。

議案第67号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正です。

議案第67号は、人事院勧告に基づく給与改正処置に準じて、一般職の給与や期末手当を引き上げるもので、議案第68号と関連する条例の一部改正です。

しかし、人事院勧告は一般職の国家公務員が労働基本権を制約される代償処置として設けられています。市議会議員や市長などの特別職は、その性質上、報酬は独自に決めるべきで、人事院勧告に準拠して職員と同様に引き上げることは適当でないと考えます。

また、市内で働く人たちの賃金については、引き上がった実感はなく、年金も抑えられ物価高騰で市民生活は大変厳しくなっており、そのような中で特別職の期末手当引上げは市民の理解は得られません。議員各位の賛同をお願いします。

また、議案第69号、牛久市立幼稚園設置条例の一部改正について。

議案第69号は、牛久市立幼稚園として2園あったものを、第二幼稚園を廃園にして、第一幼稚園に統合されますが、市立幼稚園が果たしてきた役割は他の私立幼稚園で受入れが難しい支援を要する児童を受け入れたり、実践的な家庭的な教育を続けてきました。統合により、住んでいる地域から遠くの園に通う子供や保護者への影響も計り知れません。そのような幼稚園として在り方を大きく変えることは、地域の教育環境を守ったり、公的責任を果たすことはできません。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 意見書案第8号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書について賛成討論をいたします。

イスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘で、パレスチナ自治区ガザでは圧倒的軍事力のイスラエルにより、日々攻撃が激化している現状です。イスラエルのネタニヤフ首相は、ハマスを壊滅させるという目標を掲げ、絶対的に勝利するまで戦うと戦闘への強い意欲を示していることから、

戦闘が長期化するおそれもあり、今までも多数の負傷者や避難民がいる病院等にさえもミサイル等で空爆し、既に10月の戦闘開始から計1万7,487人が死亡しております。これら死亡者は、多くは子供や女性たちであるとのことで、現在も死者は増え続けている現状でもあります。戦闘が長期化すれば、当然死者は増え、避難民も増えてまいります。

この現状下で、ガザの8割の人々が避難民としてその人数も193万人、この避難民の人々への食料の支援物資が届かない状況であると過日の新聞報道で情報を得ましたが、国連人道問題調整事務所が言うには、この避難民の人たちに食料等が届かなければ避難所は大変悲惨で、まさに食料争奪戦やそのほかの避難民の市民たちの戦いが、逆に同胞が同胞を殺すような状況となり、まさに地獄絵図となります。

日本政府は、イスラエルの後ろ盾となっているアメリカを含め、全世界に即時停戦を積極的に働くべきかと考えます。

12月12日は、国連も国際社会の総意として、ガザ情勢に関する緊急特別会合を開き、即時の人道的停戦を求める決議を国連加盟193か国中153参加国が採択したとのことでありますが、ガザの避難民や戦闘員についてもこれ以上大切な大切な命であることを踏まえ、人類はこれ以上愚かな戦争を繰り返すべきではないと考えます。

そうした中で、いつも戦闘等では多くの犠牲となるのは常に弱い立場の人たちとなっております。したがって意見書案第8号について賛成といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 議案第67号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

私は就任以来、同条例の支給引上げ改正に当たっては、人事院勧告は国家公務員の給与に関する勧告であって、地方議員などの特別職職員の期末手当を連動させる必要はないことを述べ反対してまいりました。今回に関しても、岸田首相の人事院勧告に基づくボーナス引上げに対し、国民から大きな反発が巻き起こり、首相と閣僚が増額分を返上したことから分かります。特別職のボーナスを引き上げる社会情勢や経済情勢にないと判断すること並びに所属政党の日本維新の会は行政改革に取り組む第一歩として、政治家自らが身を切る改革を実行することを提唱していることから、議案第67号に反対をするものであります。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 意見書案第8号、意見書案第9号、請願第5号、請願第6号に対する賛成討論を行います。

初めに、意見書案第8号に対する賛成討論です。

常任委員会では、地方自治法第99条の規定にふさわしくないとの意見が出されました。意見書は、当該普通公共団体の公益性が狙いであり、昭和41年の自治省、総務省の通達で地方議会からの意見書提出について、外交問題の取扱いは国の外交政策に関連し、外国との交渉に影響を

及ぼすおそれのあるものは慎重に取り扱うことが望ましいとしていただけです。しかし、地方議会は国と対等の立場にあり、地方からも国に対して意見を出すことに制限がかかるとは対等とは言えません。現在の状況は、世界中で起きていることが瞬時に世界を巡ります。この意見書は、日々報道されるガザへの攻撃に対して中止や即時停戦に向け、日本政府として努力をしてほしいというものです。平和憲法を持つ日本だからできることではないでしょうか。意見書の当該地方公共団体の公益性とは何か。公益に関することである限り、法律上内容の制限はないと解釈をされています。公益の解釈は、現実問題として社会通念上、個々具体的に判断されるべきであり、およそ当該地方公共団体の不特定で、しかも多数の人々の利益に係る全ての事項に及び得るとしています。

以上のことから、総務常任委員会で地方自治法第99条の規定にふさわしくないとしたことでの意見書提出をできないと解釈することはできません。意見の内容ではなく、提出をめぐっての判断されたことは残念と言えます。また、パフォーマンスとして云々の討論がありました。牛久や日本だけのことを考えていけばいい状況でないことは明らかであります。毎日ガザ攻撃の様子を伝える報道は、戦争を身近なものとして考えさせられております。12日、国連総会は緊急会合を開き、ガザ紛争について即時の人道的停戦を求める決議案を193か国中、賛成153か国という圧倒的多数で採択をいたしました。日本政府は前回の人道的決議には棄権をしましたが、今回は賛成しました。国連総会の結果は、人道的、犠牲的解決を求める世界の世論と運動の結果と見ることができます。

次に、意見書案第9号です。

運転士不足解消のための財政支援を求める意見書です。

関東鉄道株式会社が12月20日から一般路線バスの減便を発表しました。大きな原因は、苛酷な労働条件のみならず、2024年問題として自動車運転者の労働時間等の改善のための基準により、人材不足がより深刻になっているからです。減便による牛久市民の影響では、平日で338便中42便の減、土日祝日では218便中25便の減と分かりました。運転士不足は、牛久市が関東鉄道に委託をしていますコミュニティバスに対しても、約10%の減便が予想される事態になっています。民間バス会社の努力で改善されるような問題ではなく、憲法で保障された移動する権利のため、政府において運転士の待遇改善も含め、バス会社と自治体への財政支援を早急に求めるものです。

続いて、請願第5号、エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願です。

牛久市に25年間も住みながら在留許可がないために働くことも保険に入ることもできない制限された生活を続けられたエリザベスさん。現在、難民申請中とのことですが、申請が認められなければ強制送還となり命が危うくなるとのこと。エリザベスさんは今でもほかの外国人のために献身的な援助を続けていると参考人のお話を聞きました。人道的立場からも請願を牛久市議会で採択をし、国に対して在留特別許可を求める意見書提出の請願に賛成をいたします。

最後に、請願第6号、下水道料金の値上げ中止を求める請願です。

2024年4月1日より下水道使用料金の平均30%値上げは、生活になくってはならないイン

フラであり、多くの市民からは値上げを中止してほしいという声が寄せられております。物価高騰が続く中で、値上げの理由として25年間使用料金を改定しなかった。人口減で使用料収入が減っており、今後も減収となる。管路やポンプ場の老朽化対策が必要になる。このように述べておりますが、生活環境の整備は自治体の役割であり、国や県の補助金などを活用し、自治体も負担をしながら整備を進めていくべきと考えます。国が進めてきました下水道の公営企業会計、国の方針により計画を策定することで補助金の交付を受けながら、国や県、自治体の負担を減らし、料金の値上げをやすくするものです。さらに今後5年間には見直しもあり、さらなる値上げも予想されます。市民生活は食糧や電気ガス、燃料などの物価高騰に悲鳴を上げています。市民負担増ではなく、下水道の値上げ中止を求めるものです。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 意見書案第9号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

人手不足は近年様々な業種で問題となっていますが、バスの運転士不足は便数減少という形で利用者に影響を及ぼしています。その一方で、2022年5月からバスの運転士となるのに必要な第二種運転免許の取得に対する年齢要件の緩和を実施、さらに取得支援として県などを經由して民間バス、バス会社に補助金を交付しております。報道によれば、これらを活用し支援策を充実させ人材確保に努めている茨城県内の民間会社でも採用につながり効果が出始めています。地域の資源や魅力を活用することにより、新たな収益機会を地域の内外に創出する事業、地域中核事業が登場している昨今、第4次産業革命関連分野でもあるIoT、ビッグデータ、AIなど新技術を活用し自動運転技術を進めることや、ライドシェアの規制改革を進めていくなど、デジタル技術を活用したサービス向上へ予算を振り向けるべきだと考えます。

議員各位の賛同を期待し、反対討論とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 意見書案第8号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

我が国はイスラエル並びにパレスチナ双方と友好的な関係を築いてきた歴史があります。イスラエルについては、第二次世界大戦時に迫害されたユダヤ人に命のビザを発給した外交官杉原千畝の活躍が知られており、我が国の同盟国である米国の友好国であり科学技術の先進地でもある同国との関係は、近年さらに深まりつつあります。

一方、パレスチナについては国家承認までは至っていないものの、時に米国と国際機関における投票行動が分かれても、我が国は同地域を一定程度尊重する態度を取っています。12月12日に国連総会で採択されたガザでの人道的停戦を求める決議について米国は反対したものの、我が国は賛成票を投じたところでもあり、意見書案第8号は日本政府の方針とも大きく異なること

ろはないと考えるものです。

茨城県議会におきましても、即時かつ持続的な人道的休戦及び人質の即時解放等を求めるガザ地区における平和の早期実現を求める決議が可決されたと聞き及んでいますが、意見書案第8号も日本政府の両者との友好関係を生かした平和に向けた外交努力が少しでも前進するための後押しとなり、市民生活に影響を与えている物価高騰の改善にもつながることを期待し、同意見書に賛成をするものです。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 議案第67号に対して反対討論を行います。

長期的な視点に立てば一般職同様、特別職を待遇の改善を行うべきであると考えますが、まずは一般職や会計年度任用職員の待遇を十分に改善すべきであると考えます。多くの市民が物価高騰と実質賃金減少の影響を受けており生活が大変な状況において、市長や副市長、市議会議員など特別職の報酬が増えることを市民が受け入れるとはとても私には思えません。私は市民の代表としてこの場に立たせていただいております。その市民の代表として本議案に対しては反対の意を表するものであります。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 意見書案第8号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書案についての反対討論を行います。

本年10月7日、イスラム組織ハマスによるイスラエルの奇襲攻撃に端を発したイスラエルとハマスの軍事衝突は、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区における継続的大規模な攻撃となって現れ、その結果、子供を含む多数の民間人が犠牲となっております。本意見書案はこうした状況に鑑み、人道上の危機を一刻も早く止めさせるためイスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求めるものです。その趣旨に対しては、全く異論を挟む余地はありません。

しかしながら、本件は外交上の事件であり、地方自治法第99条普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができるとの規定から判断すると、本件は直接牛久市の公益に関する事件とは言い難く、意見書の体裁で提出することにはなじまないと考えられます。

したがって、本件を意見書として提出することには反対いたします。

議員各位の御理解と賢明な御判断をお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第67号ないし日程第10、議案第76号の10件、日程第11、議員提出議案第7号の1件、日程第12、意見書案第6号ないし日程第15、意見書案第9号の4件、日程第16、請願第5号及び日程第17、請願第6号の2件について、順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第67号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長の

報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。（「議長、動議」の声あり）13番山本伸子議員。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明してください。

○13番 山本伸子 議員 牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議でございます。

○諸橋太一郎 議長 ただいま、13番山本伸子議員から、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議の件について動議が出されました。

動議は会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

○諸橋太一郎 議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで自席にて暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、13番山本伸子議員から決議案第4号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 決議案第4号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について

○諸橋太一郎 議長 それでは、決議案第4号の1件を議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。13番山本伸子議員。

[13番山本伸子議員登壇]

○13番 山本伸子 議員 決議案第4号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案でございます。

上記議案には、農林水産業費として経営安定化補助金1,000万円が計上されており、これは牛久市の第三セクターであるグリーンファーム株式会社への補助金である。当社は、平成30年から5期連続の赤字決算となり、令和4年度は金融機関から1,500万円の融資を受け、経営安定化を図ってきた。

しかし、昨今の資材、燃料価格の高騰や高温、大雨など天候不順による農作物の収穫量減少が響き、令和5年度の第14期においては約870万円の赤字と予想され、資金不足が免れない状況となっている。第三セクターは、自主的、主体的に健全経営に取り組むことと、経営に必要な経費は事業収入で賄っていくという独立採算制での運営を原則としている。当社も原則に従い、牛久市の農業の中心的担い手として、また、社会貢献的事業と言える耕作放棄地の解消や後継者不足の解消、地産地消の推進、新エネルギーの創設等に貢献してきたことは評価するものである。

しかしながら、いかに公共性、公益性の高い事業といえども、採算が取れない状況が続くことは将来的に市に多額の財政負担が生じるおそれもあることから、下記のことには留意するよう求めるものである。

1、令和7年度中に同社農業部門の事業の方向性を示すとともに、市民に対して現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について説明を行い、理解を得ること。

2、事業の必要性、公益性、採算性を検証し、株主としてこれまで以上の指導、助言を行い、早期の経営健全化を目指すこと。

3、同社に関する情報は、市議会に適時開示するよう努めること。

以上が決議文の内容であります。

グリーンファームが担う農業部門と環境部門におけるそれぞれの社会的貢献事業は理解するものですが、どこまで自治体としてそこに市民の税金を使い、社会的な役割を担っていくのか。設立から15年がたち、厳しい経営状況が続いている中で第三セクターのままで維持するため、市として経済的支援をするのならば、市民への説明責任が必要であると考えます。

よろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、決議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。18番須藤京子議員。

〔18番須藤京子議員登壇〕

○18番 須藤京子 議員 議案第71号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案に反対する討論を行いたいと思っております。

本附帯決議案は、議案第71号に計上されている農林水産業費のうちの経営安定化補助金1,000万円が第三セクターのうしくグリーンファーム株式会社へ支出されることに対して、いか

に公共性、公益性の高い事業といえども、採算が取れない状況が続くことは将来的に市に多額の財政負担が生じるおそれもあるとして、3点の留意点を挙げております。

しかし、その内容を見れば、既に市長並びに執行部から同様の発言がなされており、あえて附帯決議案として提出するほどのものでもないと考えます。また、附帯決議案に通底している見解は、採算性の上がらない経営状況であれば市は同社を清算すべきであるとも捉えられるような内容であり、私はこうした考え方にくみしないことから反対するものであります。

現在の農業では、食の安全や食料自給率の問題が問われ、農業従事者の高齢化や農業人口の減少への解決策が求められているものの、その解決策としては農業所得の向上のために少ない労働投入量で効率を上げることにシフトし、農地の利用集積の効率化が進められております。その結果、農業分野の二極化が進んでいると考えております。もちろんこうした考え方で解決していく部分も多くあるでしょうが、耕作放棄地の拡大が突きつける現状は一体何を意味しているのでしょうか。こうした農業の行き着く先は、遺伝子組換え作物の生産などという空恐ろしい未来につながりはしないでしょうか。

うしくグリーンファーム株式会社は、市場経済主義からこぼれてしまう現在の農業の負の部分解消するために設立されました。その当時、私は同社の設立には反対しておりました。不採算事業であることが容易に予測される中で、企業努力による独立採算制の企業活動がうたわれることに疑義を抱いていたからにはほかなりません。牛久の農業を守るための政治主導での事業対策には、私は一定の理解を示すものでございます。それは耕作放棄地の解消、後継者不足の解消、地産地消の推進という農業を通じた社会貢献、地域貢献は行政の役割として認められるものだと思っているものであるからです。ただ、赤字経営が続く同社にあっては、どこまでが認められる範囲なのか、これには様々な意見はあるでしょうが、ただ同社の経営効率の改善、黒字転換にも資金は必要であることも自明の理でございます。牛久の農業者を守る意味でも、中長期的な視点から同社存続の決断をすべきであり、効率性、採算性を金科玉条のごとく掲げていては農業は守れないと判断することから、本附帯決議案については反対するものであります。

議員各位の御理解をお願いし、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより決議案第4号の1件について採決いたします。

この採決は、起立採決によって行います。

決議案第4号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立多数であります。よって、決議案第4号は可決されました。

次に、議案第72号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛

成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議員提出議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決すること

に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第6号は可決されました。

次に、意見書案第7号、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、意見書案第8号は否決されました。

次に、意見書案第9号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、意見書案第9号は否決されました。

次に、請願第5号、エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、請願第5号は採択と決定いたしました。

次に、請願第6号、下水道料金の値上げ中止を求める請願書、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、請願第6号は不採択と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時49分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第5号につきまして、意見書の提出を求められておりますので、意見書案第10号、オブエザ・エリザベス・アルオリウォさんに在留特別許可を求める意見書の提出についての1件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第10号、オブエザ・エリザベス・アルオリウォさんに在留特別許可を求める意見書の提出についての1件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

○

追加日程第2 意見書案第10号 オブエザ・エリザベス・アルオリウォさんに在留特別許可を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。18番須藤京子議員。

〔18番須藤京子議員登壇〕

○18番 須藤京子 議員 意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第10号、オブエザ・エリザベス・アルオリウォさんに在留特別許可を求める意見書案。

茨城県牛久市に住むナイジェリア出身のオブエザ・エリザベス・アルオリウォさんは難民申請中の仮放免者である。来日して32年になるが、いまだに在留許可を得られていない。エリザベスさんは仮放免者という不自由、不安定な身分でありながら、入管に収容されている他の外国人や仮放免者を力づけるために日々活動している。書類書きを手伝い、物品を差し入れ、病院や弁護士事務所に付き添い通訳し、時には家族の代わりに治療同意書にサインするなど、多岐に及ぶ支援活動に日常のほとんどの時間をささげている。彼女自身も深刻な持病を患い、支援を必要としているにもかかわらず、人を助けることに持てる力を全てつぎ込んで暮らしている。

エリザベスさんは、現在2回目の難民申請中であり、もし難民認定が得られず強制送還された場合、ナイジェリアからの独立運動に携わるピアフラ先住民のエリザベスさんを待っているのは逮捕と処刑である。既に全国の市民によるエリザベスさんに人道配慮に基づく在留特別許可を求める請願が法務大臣並びに出入国在留管理庁長官に提出されており、一日も早い在留特別許可が待たれている。

牛久市議会としてもエリザベスさんに人道配慮に基づく在留特別許可が与えられるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第10号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第10号の1件について採決いたします。

この採決は、起立採決によって行います。

意見書案第10号、オブエザ・エリザベス・アルオリウオさんに在留特別許可を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○諸橋太一郎 議長 起立多数であります。よって、意見書案第10号は可決されました。

次に、日程18、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第19、教育文化常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、教育文化常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第20、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、保健福祉常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第21、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第22、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○諸橋太一郎 議長 本件は、サイドブックス登載のとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和5年第4回牛久市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太 一 郎

署名議員 遠 藤 憲 子

署名議員 大 森 和 夫